4　南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記２⑴及び⑵の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

5　ＮＢＣ災害についての出動の考え方

ＮＢＣ災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要性があることから、長官が別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にＮＢＣ災害即応部隊等が出動するものとする。

6　出動にあたっての留意事項

⑴　長官は、緊急消防援助隊の出動を求め、又は指示する場合において、災害の状況等を考慮して特に必要と認めるときは、出動すべき部隊及び都道府県大隊に編成すべき中隊又は小隊を定めて求め又は指示を行うものとする。

⑵　出動する都道府県大隊は、迅速かつ的確な活動が行えるよう、災害の状況、気象の状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に選定するものとする。

⑶　緊急消防援助隊（水上小隊及び航空小隊を除く。）は車両により進出し、活動を行うものとする。ただし、的確かつ迅速な活動のため必要と認める場合には、車両以外の手段により進出し、活動を行うものとする。

第５章　緊急消防援助隊の施設の整備等

1　緊急消防援助隊の施設の整備

第２章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第２項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。2024年度（令和６年度）から2028年度（令和10年度）末までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第４のとおりとし、その他別表第５に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2　消防用の国有財産・物品の無償貸与

大規模災害又は特殊災害が発生した場合における緊急消防援助隊の被災地での迅速かつ円滑な活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第６章　緊急消防援助隊の教育訓練

第１節　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（以下「地域ブロック合同訓練」という。）を定期的に実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、2026年度（令和８年度）に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2　地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

第２節　消防大学校、都道府県及び市町村における教育訓練等

1　消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2　都道府県及び市町村における教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

第７章　その他

1　緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。

2　この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

附　則

この計画は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（登録する隊の規模）

区分		登録規模
統括指揮支援隊及び指揮支援隊		60　隊程度
航空指揮支援隊		60　隊程度
情報統括支援隊		10　隊程度
統合機動部隊指揮隊		100　隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		10　隊程度
ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊		50　隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		50　隊程度
安全管理部隊指揮隊		50　隊程度
救急特別編成部隊統括救急隊		50　隊程度
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	160　隊程度
	消火小隊	2,530　隊程度
	救助小隊	800　隊程度
	救急小隊	1,620　隊程度
	後方支援小隊	990　隊程度
	通信支援小隊	50　隊程度
	水上小隊	20　隊程度
	特殊災害小隊	370　隊程度
	特殊装備小隊	500　隊程度
隊航空部	航空小隊	85　隊程度
	航空後方支援小隊	60　隊程度
計		7,200　隊程度 （重複を除く）

別表第２（第一次出動都道府県大隊）

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青　森	岩手	宮城	秋田	山形
岩　手	青森	宮城	秋田	山形